

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)  
( 公 印 省 略 )

## 令和5年社会福祉施設等調査の実施について（通知）

社会福祉施設等調査につきましては、これまで種々御配意をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり同調査を実施いたしますので、調査の円滑な実施に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 調査の目的・必要性

この調査は、全国社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査結果は、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料、予算要求の積算の基礎資料として活用されており、例えば、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるために策定された「新子育て安心プラン」推進における保育士確保対策等の基礎資料（保育士の従事者数の推移（<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/21/backdata/01-01-02-64.html>））、保育所等における保育人材の数（常勤換算）の推移（<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869390.pdf>））として活用されていること、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき市町村・都道府県が作成する障害福祉計画において、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標を作成する際の基礎資料として活用されている（一般就労への移行者数・移行率の推移（<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001041544.pdf>））ことなどが挙げられる。

#### 2 調査の対象及び客体

##### (1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、別紙1に掲げる施設・事業所の全数を把握する。

##### (2) 詳細票

施設票：別紙1に掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については都道府県及び施設の定

員を層として層化無作為抽出した施設（新設の施設については、全ての施設）、それ以外については全数を客体とする。

事業所票：別紙1に掲げる全国における障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

### 3 調査の期日

令和5年10月1日

### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

#### 【基本票】

- (1) 施設基本票（別紙2・3）
- (2) 事業所基本票（別紙4）

#### 【詳細票】

- (1) 保護施設・老人福祉施設等調査票（別紙5）
- (2) 障害者支援施設等調査票（別紙6）
- (3) 児童福祉施設等調査票（別紙7）
- (4) 保育所・地域型保育事業所調査票（別紙8）
- (5) 障害福祉サービス等事業所票（別紙9）
- (6) 障害児通所支援等事業所票（別紙10）

### 5 調査の実施体制

- (1) 基本票は、厚生労働省が、都道府県、指定都市及び中核市に対して調査を行う。
- (2) 詳細票は、厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (3) 都道府県、指定都市及び中核市は、自らが設置している調査対象施設及びそれぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「令和5年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

### 6 調査の方法

#### 【基本票】

厚生労働省から都道府県、指定都市及び中核市にオンラインにより調査票を配布し、各担当者が入力する。

#### 【詳細票】

都道府県、指定都市及び中核市により更新された「令和5年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から全施設・事業所に調査票を配布し、各管理者が記入する。

### 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。